みなみまぐろ保存委員会とオーストラリア政府の間 の本部協定

(1999年3月10日に発効)

みなみまぐる保存委員会とオーストラリア政府の間の本部協定

みなみまぐろ保存委員会とオーストラリア政府は、

みなみまぐろ保存委員会が、条約第 10 条 1 に従って事務局を設置する時までに本部の 所在地を決定すべきであると定める、1993 年 5 月 10 日にキャンベラで締結されたみ なみまぐろ保存条約の第 6 条を考慮し、

オーストラリア、キャンベラに事務局と本部を設置するとの委員会の決定に効力を与 えることを望み、

みなみまぐろ保存条約第6条に従って、オーストラリアにおける委員会の法的資格、 特権、免除及び委員会の職員が享受すべき特権と免除を明示することを望み、

委員会によるみなみまぐろ保存条約の下での任務の遂行を円滑に進めるために、一定の他の者の特権と免除を提供することを望み、

以下の通り合意した。

第1条 定義

この協定の目的のために、

- (a)「当局」とは、オーストラリアとその州及び準州の法律に従う、文脈の必要に応じて、国家、州、準州、または地域の当局のことをいう。
- (b)「委員会」とは、みなみまぐろ保存委員会のことをいい、文脈の必要に応じて、 条約第8条10の下で委員会が設置した、及び事務局が設置した科学委員会、いず れの下部機関も含む。
- (c)「条約」とは、1993 年 5 月 10 日にキャンベラで締結され、1994 年 5 月 20 日に効力を生じたみなみまぐろ保存条約のことをいう。
- (d)「外交官」とは外交上の代理人のことをいう。
- (e)「事務局長」とは、条約第10条1の下で任命された事務局長のことをいう。
- (f)「専門家」とは、委員会に代わり、短期的または一時的プロジェクトを実施する者のことをいう。科学委員会または委員会の他の小委員会の役務を果たすか、または、必ずしも委員会または科学委員会から報酬を受け取ることなく、委員会または科学委員会の作業に参加する者、または、委員会または科学委員会に代わり使命を実施する者を含むが、職員を含まない。
- (g)「政府」とはオーストラリア政府のことをいう。
- (h)「本部」とは、所有権にかかわらず、委員会の公式な活動の実施のために委員会が占有する、建物、建物の一部及びそれに付随する土地を含めた、委員会の敷地のことをいう。
- (i)「公式な活動」とは、委員会の運営活動を含め、条約に従って行われたすべての 活動のことをいう。
- (i)「締約国」とは、条約締約国のことをいう。
- (k)「記録」とは、委員会に属するまたは委員会が保持すべき、すべての交信データ、 文書、手書き原稿、写真、コンピュータ・データの保管、フィルム、録音データ

を含む。

- (I)「代表」とは、委員会が招集する会議または会合に出席している条約締約国の代表のことをいい、代表、代表代理、顧問、専門家、代表団の秘書を含む。
- (m)「科学委員会」とは、条約第9条1により設置されたみなみまぐろ保存のための 科学委員会のことをいう。
- (n)「事務局」とは、条約第10条1に従って委員会により設置された事務局のことをいう。
- (o)「重大な違反」とは、違反がオーストラリア首都特別地域において犯された場合に、有罪宣告を受けたある人物が、当該特別地域で適用可能な法律に従って、5年以上の収監への最初の有罪判決をまぬかれ得ないような、オーストラリア、または、オーストラリアのある州または準州の法律の下での違反のことをいう。
- (p)「職員」とは、事務局長及び、委員会での常勤の職務に任命または募集され、職員規則に服するすべての者のことをいうが、以下を含まない。
- (i) 専門家または
- (ii)地元で募集され、時給で配属された者

第2条 解釈

この協定は、委員会がオーストラリアにおけるその任務を遂行するという第一義的な 目的に照らして解釈される。

第3条 法人資格

委員会は法人資格をもつ。特に、委員会は、契約を締結し、動産、不動産を取得し、 処分し、訴訟を起し、その当事者となる能力をもつ。

第4条 事務局と本部の設置

委員会の本部は、オーストラリアの、オーストラリア首都特別地域のキャンベラに設置する。

第 5 条 敷地

- 1. 委員会の本部は不可侵であり、委員会の全面的権限の下に置かれる。
- 2. 政府は、委員会の本部を、いずれの違法侵入または危害から保護し、その尊厳の侵害を防止するためのすべての適切な措置を講ずる。
- 3. 政府は、本部のために、政府が享受するものとは劣らぬとの条件で、電力、水道、 下水、ガス、郵便、電話、電報、排水設備、廃物回収、防火などの利用可能の公共 サービスが、当局から与えられるよう配慮する。
- 4. 委員会は、その常駐敷地と記録及びその公式の活動の遂行のための、敷地のいずれ

- の一時的占有の所在地について政府に通知する。いずれの敷地が委員会の公式の活動の遂行のため、委員会により使用され、占有される場合、当該敷地は、政府の同意を得て、委員会の敷地の地位を与えられる。
- 5.この協定の条件を毀損することなく、委員会は、委員会の本部が、逮捕または召喚 役務を回避する者、または、送還または強制退去の命令が発令された者の司法当局 からの避難所となることを許してはならない。
- 6.当局は、事務局長の同意をとり、事務局長が合意した条件の下にのみ、その職務を 遂行するために本部に入ることができる。火災や緊急保護措置を必要とすると思わ れるその他の事態においては事務局長の同意が与えられたと見なされる。

第6条 委員会の免除事項

- 1.条約またはこの協定で別様に定められている場合を除き、オーストラリアにおける 委員会の活動は、オーストラリアの法律の下に置かれる。
- 2.その公式な活動の範囲内で、委員会及びその財産、敷地と資産は、以下の場合を除き、訴訟及びその他の法的手続きから免除される。
 - (a) 当該訴訟及び特定の事例におけるその他の法的手続きからの当該免除を委員会が明示的に放棄するかぎりにおいて。
 - (b)物品または役務の提供のための契約、及び、当該取引またはその他の財政上の 責務に関するいずれの貸付またはその他の資金提供のその他の処理及びいずれの 保証または保護に関して。
 - (c)委員会に所属するか、委員会のために使用される車両が引き起こした事故から 生ずる死亡、損害、または個人的な損傷に関する第三者からの民事訴訟に関して。
 - (d)委員会に所属するか、委員会のために使用される車両に関わる車両事故に関して
 - (e) 裁判所の最終命令に従って、委員会の職員または専門家に対して委員会が負う 給与、賃金その他の報酬の差し押さえの場合。
 - (f)委員会が起こした訴訟に直結する反訴に関して、及び、
 - (g) この協定の第 21 条 (3) もしくは第 26 条の下で行われた仲裁裁定の実施に関して
- 3. 委員会の財産、敷地及び資産はどこに所在しようと、徴用、没収、収用または差し押さえなどのいずれの形態の制約または制限から免除される。それらはまた、いかなる形の行政上のまたは司法上の制約から免除されるものとする。但し、委員会に所属し、または、委員会のために使用される車両が、当該車両に関わる事故の防止、または操作との関連で一時的に必要な場合、行政上のまたは司法上の制約から免除されない。これらの免除は、12ヶ月を超えた期間に委員会が放棄した財産、敷地及び資産に関しては、適用を停止する。

第7条 記録 委員会の記録はどこにあろうと不可侵とする。

第8条 旗と標章

委員会は、敷地及び委員会と事務局長の輸送手段において、その旗と標章を公示する 資格をもつ。

第9条 直接税の免除

- 1. その公式な活動の範囲内で、委員会、その財産、敷地及び資産、また、条約の下で委員会に対して行われる寄付を含めたその所得は、所得税、キャピタル・ゲイン、法人税を含むすべての直接税及びすべての州、準州税から免除される。委員会は、第5条(3)に従って行われた特定の役務のための支払いを構成するものを除き、オーストラリア首都特別地域の科料から免除される。
- 2.第9条(1)及び第17条と第18条で定められている所得への課税免除は、他の締約国による当該所得に課税されないとの理解に基づき認められる。

第 10 条 関税、物品税及び売上税の免除

- 1.委員会の刊行物、車両、及び、委員会の公式の利用を目的とする公的な交際の目的 のための物品を含む物品は、役務のための支払いを除き、税関で支払うべき売上税 を含めすべての関税及び物品税を免除される。
- 2.委員会が購入した物品がその公式の利用のために必要である場合、その売却が別の場合に売上税を売り手に委員会が支払わなければならない売上について、刊行物その他の情報資料などの物品、車両、公式の交際の目的のための物品を含む、物品に関しては、売上税は支払われない。

第 11 条 制約措置及び禁止措置からの免除

委員会の公式な活動のために輸入もしくは輸出された物品は、国別発生源を根拠に、 当該物品に適用可能の禁止措置及び制約措置から免除される。

第 12 条 転売

この協定の第 10 条の下での免除が適用される、委員会により取得または輸入された物品、及び、この協定の第 17 条の下で事務局長により取得または輸入された物品は、事前に政府と合意した条件の下での場合を除き、オーストラリアでは、寄贈、売却、貸与、賃貸、またはその他の方法で処分してはならない。

第13条

通貨と為替

委員会は、受理、取得、保持、または処分した資金、通貨及び証券に関するものを含め、通貨・為替上の制約から免除される。委員会はまた、いずれの通貨でも、公式の使用のための銀行その他の口座を開設し、オーストラリア国内またはいずれの他の国へ自由に移転させることができる。

第 14 条 通信

- 1. その公式の通信及びすべての文書の移転に関して、委員会は、優先度、郵便の料金 及び税金、並びすべての遠距離通信において、政府間機関に通常与えられるのと同 等の扱いを受ける。
- 2.委員会は、信号または暗号文によるメッセージを含め、すべての適切な通信手段を 採用することができる。政府は、委員会の公式通信またはその刊行物の配布にいか なる制約も課してはならない。
- 3.委員会は、政府の同意を得てのみ、無線送信機を設置、利用できる。
- 4.委員会の公式交信及びその他の公式通信は検閲の対象とはならない。

第 15 条 刊行物

その公式な活動の範囲内において、委員会の刊行物の輸入及び輸出、並び、委員会が輸入または輸出するその他の情報資料は、いずれの仕方でも制約を受けてはならない。

第 16 条 委員会が招集する会合に出席する代表

- 1.代表は、オーストラリアでその任務を遂行する間、また、オーストラリアでその任 務遂行の行使において旅行する間、以下の特権及び免除を享受する。
- (a) 重大な違反を犯しているか、犯そうとしているか、また、犯したことが発見され た場合を除き、逮捕及び拘留、また、個人の保有物の差し押さえからの免除
- (b) その使命の終了後も延長される、書面または口頭による文言を含め、その公式任務の行使において行われた行動及び事柄に関して、訴訟及びその他の法的手続きからの免除。しかし、この免除は、当該人物に所属する車両または当該者が運転する車両が引き起こした、死亡、損害、個人的傷害から派生した民事または行政訴訟の場合には適用されない。
- (c) 公式文書類に関する不可侵性
- (d) 外国人登録、国内役務遂行の責務、及び、その他の国民の義務からの免除(代表の配偶者の免除も含む)。
- (e)オーストラリア国民または市民権取得者でないかぎり、自国政府の代表としてオーストラリアでの一時的使命遂行にあたる外国政府の代表に与えられるのと同じ通貨・為替上の制約からの免除。

- (f) 外交官に与えられるのと同じ、個人的荷物の検査に関する免除。
- (g)信号を使用し、定期的伝達手段による、または、封書の形での交信その他の文書 類を送信、受信する権利。
- (h)オーストラリアの国民または市民権取得者でないかぎり、オーストラリアにおいて外交官に与えられるのと同じ所得税からの免除。
- (i)国際的危機状況における、配偶者及び扶養親族に関する便宜供与を含め、外交官 に与えられるのと同様の本国帰還の便宜供与。
- 2. 上項の規定は、当該者が代表するとされている政府とオーストラリア政府の現行の 関係とは無関係に適用可能であり、当該者が受ける資格のある他の追加の免除を毀 損するものではない。
- 3. 本条の規約の実施において政府を支援するため、委員会は、可能なかぎり、政府及びオーストラリア首都特別地域政府に、代表の氏名を、そのオーストラリアへの到着前に通知する。
- 4. 本条1に記述されている特権と免除は、政府代表またはオーストラリアの国民または市民権取得者には与えられない。
- 5. 個人的な利益のためではなく、委員会との関連でのその任務の独立した行使を守るために、締約国の代表に、特権と免除が与えられる。したがって、当該締約国の見解で、免除が司法処置を妨害する場合はいつでも、締約国は、その代表の免除を放棄する権利をもつだけではなく、そうする義務の下にある。そして免除は、免除が与えられた目的を毀損することなく放棄される。もし代表を派遣する締約国が代表の免除を放棄しなければ、当該締約国は、本件の公正な解決を実現するため最大限の努力を払う。
- 6. 政府は、あらゆる然るべき敬意をもって代表を処遇するため、すべての必要な措置 を講ずる。また、個人、自由、尊厳の侵害を防止するためのあらゆる必要な措置を 講ずる。ある違反行為が代表に対して犯されたと思われる場合、オーストラリアの 法手続きに従って、問題を調査し、違反容疑者の検挙に関して適切な行動が取られ ることを図るための措置を講ずる。

第 17 条 事務局長

この協定の第 18 条で定められている特権、免除事項、免除、便宜供与に加え、事務局 長は、彼がオーストラリアの国民または市民権取得者でないかぎり、その配偶者と 18 歳未満の扶養児童に関する特権、免除事項、免除、便宜供与を含め、オーストラリア において外交官が受ける資格のある特権、免除事項、免除、便宜供与を享受する。

> 第 18 条 職員

委員会の職員は

(a)委員会での役務を終了した後にも、文書または口頭の文言を含め、その公式任務

の行使における自身の行動または事柄に関して、訴訟その他の法的手続きから免除される。しかし、この免除は、当該職員が引き起こした車両違反の場合には適用されない。また、当該人物に所属する車両または当該者が運転する車両が引き起こした、死亡、損害、個人的傷害から派生した民事または行政訴訟の場合にも適用されない。

- (b)国内役務及びその他の義務的役務に関するいずれの責務からも免除される。オーストラリア国民または市民権取得者である職員は、その目的のために事務局長が 作成し、政府が承認したリストにその氏名が掲載されている場合にのみそのよう な免除を認められる。
- (c) 外国人登録に関する法律の適用から免除される。職員の配偶者と 18 歳未満の扶養児童は、同じ免除を享受する。
- (d)オーストラリア国民または市民権取得者でないかぎり、オーストラリアにおける 外交任務の一部を形成する同等の地位にある外交官に与えられるのと同じ、通 貨・為替上の制約からの免除を認められる。
- (e)オーストラリア国民または市民権取得者でないかぎり、オーストラリアでの任務に就いたときに、自らが所有または保持、またはすでに注文済及び個人的使用または自らが属する機関のための使用を意図している車両を含め、家具及び所持品に関して、関税及びその他の科料(役務に対する支払いは除く)から免除される。当該物品は、職員の最初のオーストラリア入国から6ヶ月以内に輸入されなければならない。しかし、例外的状況においては、この期間の延長が政府により認められる。職員により取得または輸入され、また、それに対して本小項の下での免除が適用される物品は、事前に政府と合意された条件の下での場合を除き、贈与、売却、貸与、賃貸または別の形での処理をしてはならない。車両を含め、家具及び所持品は、職員の公式任務終了にあたり出国するときに、関税の賦課なく、輸出することができる。
- (f)委員会から受領した所得へのすべての課税が免除される。この小項の下での所得課税の免除は、職員が、オーストラリアの国民ではなく、委員会での任務を遂行するとの目的でのみオーストラリアに入国したのでないかぎり、オーストラリアで行われた役務についてオーストラリアの居住民である職員には適用されない。 国際的な危機的状況においては、配偶者及び扶養親族に関する便宜供与を含め、外交官に対して与えられるのと同様の本国帰還の便宜供与を受ける。

第 19 条 専門家

その任務の遂行において、専門家は、その任務の遂行におけるオーストラリア内での 旅行を含め、その任務を遂行する上で必要なかぎりにおいて、以下の特権と免除を享 受する。

(a)書面及び口頭の言葉を含め、その公式任務の行使における行動、事柄に関して、 法律その他の法的手続きからの免除。しかし、この免除は、当該専門家が引き起 こした車両違反の場合には適用されない。また、当該人物に所属する車両または 当該者が運転する車両が引き起こした、死亡、損害、個人的傷害から派生した民 事または行政訴訟の場合にも適用されない。このような免除は、委員会に関係す る専門家の任務が停止した後も続く。

- (b) そのすべての公式文書類のための不可侵性
- (c)オーストラリア国民または市民権取得者でないかぎり、政府の代表として一時的 な任務にある外国政府の代表に与えられるのと同じ通貨・為替上の制約からの免 除:及び
- (d)オーストラリア国民または市民権取得者でないかぎり、重大な違反を犯しているか、犯そうとしているか、また、犯したことが発見された場合を除き、逮捕及び拘留、また、個人の保有物の差し押さえからの免除。

第 20 条 査証

- 1. 委員会と公式の職務をもつすべてのもの、すなわち、(a)締約国の代表(及びその配偶者)(b)委員会の職員(及びその配偶者と扶養親族)(c)委員会のための使命を帯びている専門家及びコンサルタントは、1958年移民法(Cth)及び1994年移民規則(Cth)に従って、オーストラリアへの入国及びオーストラリアからの出国の権利をもつべきである。
- 2. 政府は、上項で言及されたすべての者の、オーストラリア領土への入国、領土内での滞在、そこからの出国のために必要なすべての措置を講ずる。査証は、1958 年移民法(Cth)及び 1994 年移民規則(Cth)に従って付与される。

第 21 条 職員及び専門家に与えられる特権と免除の対象

- 1. 条約の目的を実現するためのその任務の行使において特権と免除が与えられた者の独立を確保するため、特権と免除が職員と専門家に与えられる。
- 2. 事務局長は、当該免除が司法処置を妨害すると考えた場合、委員会の加盟国との協議の後、自分自身及びその配偶者と 18 歳未満の扶養児童の免除以外のいずれの免除も放棄する権利と義務をもつ。それら免除は、それらが与えられた目的を毀損することなく放棄できる。事務局長の免除とその配偶者と 18 歳未満の扶養児童の免除は、同様の状況において、委員会によってのみ、放棄され得る。
- 3. 当該免除が放棄されない場合は、委員会は、本件の公正な解決を実現するために最大限の努力を払う。そのような解決には、調停手続きが含まれ得る。

第 22 条 協力

委員会は、すべての時において、この協定で定められている、特権、免除及び便宜供与の濫用を防止するために、当局と全面的に協力する。政府は、安全を保持するための合理的措置をとる主権を留保する。この協定の中のいかなる条項も、厚生と検疫のために必要な法律、または、委員会とその職員に関して、公共の秩序に関する法律の適用を妨げない。

第23条

身分証明カードの通知

- 1. 委員会は、職員または専門家が職務に就くか、離れるとき、政府に通知する。可能な場合は、到着、最終出国の事前通知を行う。職員が、配偶者または 18 歳未満の扶養児童を伴う場合、可能なかぎり、当該人物に関して事前通知を行う。
- 2. 委員会は、年 2 回、すべての職員、オーストラリアで彼らが伴う配偶者、18 歳未満の扶養児童及び専門家のリストを政府に送付する。それぞれの場合、委員会は、 当該者がオーストラリア国民または市民権取得者であるかどうかを示す。
- 3. 政府は、その任命の通知の後可能な限り早期に、すべての職員及び専門家に、場合によっては、所持者の写真を付し、職員または専門家であることを示すカードを発行する。このカードは、身分証明及び任命の証拠として、当局より受け入れられる。委員会は、職員または専門家がその職務を終了したときに、当該カードを政府に返却する。職員の配偶者及び18歳未満の扶養児童にも、身分証明カードを発行する。それは、職員が職務を終了した時点で政府に返却される。

第 24 条 協議

政府と委員会は、この協定の下で派生する事柄に関して、どちらかの要請があった場合、協議を行う。

第 25 条 改正

この協定は政府と委員会の合意により改正できる。

第 26 条 紛争の解決

この協定の解釈または適用、または、政府と委員会の間の関係に影響を及ぼす問題で、協議または交渉またはその他相互に受け入れ可能な方法によって解決されない問題に関する政府と委員会の間のいずれの紛争も、条約の附属書に定められている通り、必要に応じて変更を加えて、構成される仲裁裁判所に付託される。

第 27 条 効力の発生及び終了

- 1. 両当事者は、この協定の効力の発生のために必要とされるそれぞれの内部手続きの 完了について、書面で互いに通知する。協定は第二回目の通知日に効力を発生する。
- 2.この協定は、政府と委員会の共同の決定により終了することができる。委員会の本部がオーストラリアから移転される場合、この協定は、オーストラリアにおける委員会の財産の移転及び処分のために妥当な形で必要とされる期間の後、効力を停止する。どちらの場合にも、協定が終了する日は、政府と委員会の間の文書交換により確認される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1998年1月20日にキャンベラで、二通作成した。

みなみまぐろ保存委員会のために、

オーストラリア政府のために、